

- (2) 避難所担当職員は、避難所を開設し避難住民を受入れたときは、避難状況を把握する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を直ちに本部に報告する。
 - ア 避難所を開設したとき。
 - イ 避難者を受入れたとき。(避難者名簿作成)
 - ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
 - エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

3 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、災害時避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児連れ・女性のための世帯のエリアの設定、間仕切り用のパーテーション等の活用、女性や子どもに対する暴力を予防するため巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、男女別トイレの設置状況等の把握に努める
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 避難者の住民票の有無に関わらず適切に受入れること。
- (10) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
- (11) 避難所の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。
- (12) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。
- (13) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (14) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 避難者の他地区への移送

- 1 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市有の車両あるいは借上げ車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、和泉警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- 2 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、府並びに近隣・遠隔地市町村に応援を要請する。

第5 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第6 避難所の閉鎖

- 1 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 市長は、住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移送して存続させるなどの措置をとる。

資料編	○ 2-15	避難場所一覧
	○ 3-11	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準